

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 佐 蔵 絢 子

鳥取県人事委員会規則第8号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（短時間勤務職員の給料月額の上端計算）</p> <p>第2条の2 職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）<u>第1条の2</u>に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）について、<u>給与条例第4条の2</u>の規定による給料月額に1円未満の上端があるときは、その上端を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</p> <p>（勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料の月額等）</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 給与条例第16条第2項に規定する特殊勤務手当のうち人事委員会規則で定めるものは、職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）に規定する特殊勤務手当のうち同条例第12条に規定する多学年学級担当手当及び同条例第17条に規定する夜間看護手当を除く特殊勤務手当並びに警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年鳥取県条例第40号）第2条第1号から<u>第18号</u>までに規定する特殊勤務手当とする。ただし、当該手当が日によって定められたものである場合であって、当該手当の支給の対象となる勤務が、短時間勤務職員が正規の勤務時間が割り振られた日において正規の勤務時間外にした勤務であり、かつ、当該勤務の時間と当該勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時</p>	<p>（この規則の目的）</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（短時間勤務職員の給料月額の上端計算）</p> <p>第2条の2 職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）<u>第4条の2</u>に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）について、<u>同条</u>の規定による給料月額に1円未満の上端があるときは、その上端を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</p> <p>（勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料の月額等）</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 給与条例第16条第2項に規定する特殊勤務手当のうち人事委員会規則で定めるものは、職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）に規定する特殊勤務手当のうち同条例第12条に規定する多学年学級担当手当及び同条例第17条に規定する夜間看護手当を除く特殊勤務手当並びに警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年鳥取県条例第40号）第2条第1号から<u>第19号</u>までに規定する特殊勤務手当とする。ただし、当該手当が日によって定められたものである場合であって、当該手当の支給の対象となる勤務が、短時間勤務職員が正規の勤務時間が割り振られた日において正規の勤務時間外にした勤務であり、かつ、当該勤務の時間と当該勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時</p>

間に達するまでの間のものである場合における当該 手当を除く。 4 略	間に達するまでの間のものである場合における当該 手当を除く。 4 略
--	--

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。